

## 小売や物流、介護等の地域の生活維持に必要なエッセンシャルサービス事業者を対象とした「令和8年度生活維持役務等効率化促進事業」の間接補助事業者の公募受付の開始について

日本各地で人口減少や少子高齢化による人手不足が進展する中、地域の生活に必要な不可欠なエッセンシャルサービス（卸小売、公共交通、物流、給油所、自動車整備、医療、介護等）の供給不足が全国的な問題となっています。

第221回国会で可決された「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」では、こうしたエッセンシャルサービスの維持のための計画認定制度を創設し、生活の維持に必要な物品、役務の需要減少、供給不足に対応するために事業の効率化を図る計画として、「生活維持物品役務需要減等事業適応」を新設し、認定を受けた計画に従って行う事業について、金融支援、組織変更手続の特例措置等を講ずることとしています。

当該認定制度の開始に先立って、エッセンシャルサービスの供給維持に取り組むモデルケースの創出を支援し、当該モデルを横展開することにより、全国においてこうしたサービスの供給事業者を創出・拡充させることを目的に実施する事業ですので、是非本補助金へのご応募をご検討いただければ幸いです。詳細はホームページをご確認ください。

生活維持役務等効率化促進事業ホームページ：<https://es-jissho.go.jp/>

### 【生活維持役務等効率化事業費補助金 間接補助事業者公募概要】

- ・公募期間：令和8年6月4日（木）～令和8年6月25日（木）17時まで（厳守）
- ・採択発表：令和8年7月中旬頃